

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月30日
【会社名】	株式会社三條機械製作所
【英訳名】	SANJO MACHINE WORKS,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 村田 哲夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県三条市猪子場新田1300番地
【縦覧に供する場所】	株式会社三條機械製作所 東京支店 (東京都千代田区神田須田町2丁目11番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

- a 取締役社長である村田哲夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。
- b 財務報告に係る内部統制の整備及び運用は、企業会計審議会より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して実施しております。
- c 内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

- a 財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日としております。
- b 内部統制の評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。
- c 本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。
- d 財務報告に係る内部統制の評価範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定いたしました。
全社的な内部統制の評価範囲は、前連結会計年度の連結売上高の95%に達している事業拠点を重要な事業拠点としております。その結果、評価対象の事業拠点は会社及び連結子会社1社といたしました。
決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについての評価範囲は、全社的な内部統制の評価範囲と同一といたしました。
上記以外の業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は前連結会計年度の連結売上高の2 / 3に達している事業拠点を重要な事業拠点としております。その結果、評価対象の事業拠点は会社のみであり、連結子会社は評価範囲に含めておりません。選定した事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価範囲に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。